

別紙 論文要約のみの公表を希望する場合の手続き

博士論文は公表を前提とするものです。文部科学省学位規則改正(平成 25 年 4 月 1 日施行)により、博士論文の公表方法はインターネットを基本とすることになりました。なお、ここで博士論文のインターネット公表とは慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)での公表を指します。そのため、博士論文の全文をインターネットで公表できない特別な場合に限り、要約のみをインターネットで公表し、全文は従来通り国立国会図書館と慶應義塾大学図書館で製本印刷された形で公表します。

要約のみのインターネット公表を希望する人は、以下の手続きに従い申請を行ってください。提出していただいた書類に基づき、政策・メディア研究科委員会が審査を行い、申請理由が適切と判断した場合に限り、要約のみの公表が認められます。

1 全文をインターネット公表できない理由(事例)

- 博士論文が立体形状による表現を含んでいるため
- 著作権や個人情報等にかかる制約が博士論文にあるため
- 博士論文が、今後、出版刊行や学術ジャーナルへ掲載され公開される予定があるため
- 特許申請している情報や特許申請を予定している情報が博士論文に含まれているため
- その他(インターネット公表ができない内容を博士論文が含む、あるいはインターネット公表により生じる不利益がある)

2 提出書類

1) 理由書

- ・全文をインターネット公表できない理由について、具体的、詳細に説明をすること
- ・A4で1ページ程度
- ・冒頭に著者名、博士論文の論題名を明記すること
- ・書式自由

2) 理由の根拠となる書類

上記の理由書の内容を根拠づける書類。たとえば、今後出版刊行の予定があるのであれば出版契約書や出版社からの手紙、インターネットで公表できない内容があるのであればその具体的な箇所と理由など。

3) 要約(全文公表の代わりとなるもの)

- ・A4で10ページ以上
- ・目次に従い、各章ごとの内容がある程度具体的にわかるように要約した物。
図表を使ってもかまわない。
- ・形式はPDF/A データと印刷1部

3 手続き

- 1) 博士論文提出時に要約公表を申請
- 2) 博士論文の学位取得（決定）後 1 年以内に、インターネットでの全文公表ができない理由に関する審査と承認
- 3) 承認された場合は要約の公表
- 4) 全文公表をさまたげる理由がなくなった場合には、その旨を慶應義塾大学湘南藤沢事務室学事担当に連絡。
全文を慶應義塾大学学術情報リポジトリ（KOARA）で公表